

(別記4)

## 分みつ糖工場低炭素化整備事業

### 第1 事業の内容

#### 1 事業の内容

本事業は、石炭をはじめとする化石燃料等への依存を低減し、低炭素化した製造体系へ転換するため、以下の施設整備に必要な経費を助成する。

(1) 自家発電設備等の燃料転換の整備（既存施設・設備の改良を含む。）

分みつ糖の製造に係る二酸化炭素排出量の削減に資する自家発電設備等の非化石燃料（バイオマス燃料、アンモニア等）への燃料転換や混焼等による低炭素化を目的とした施設整備に対する支援。

(2) 製造工程の低炭素化に資する施設・設備の整備（既存施設・設備の改良を含む。）

分みつ糖（副産物を含む）の製造に係る二酸化炭素排出量の削減に資する工場の製造工程の低炭素化を目的とした施設整備に対する支援。

#### 2 補助率

本事業の補助率は1／2以内とする。

### 第2 応募要件

1 本事業に応募できる者は次に掲げる者とする。

(1) 分みつ糖製造事業者

(2) 生産者の組織する団体

2 1の(1)及び(2)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。

3 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

4 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

5 事業実施地区が、てん菜に係る指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。

### 第3 採択要件等

#### 1 成果目標

成果目標は、以下のとおりとする。

第1の1に掲げる整備事業の成果目標は、次のいずれかの取組から設定すること。

(1) 二酸化炭素排出量の1%以上の削減

(2) 石炭又は化石燃料使用量の1.5%以上の削減

#### 2 目標年度

目標年度は、事業実施年度（複数年度の事業にあつては事業最終年度とする）の

翌々年度とする。

### 3 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下、「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (6) 分みつ糖工場低炭素化支援事業の事業化の推進の取組を実施した計画については、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (7) 第1の取組のうち複数年度の事業計画については、全体事業計画に次の項目がすべて記載されていること。
  - ア 複数年度の事業の全体計画
  - イ 年度別計画に関する項目（個々の建物、設備等ごとに整理。個々の建物や設備等ごとの事業費等を記載。）

## 第4 助成等

### 1 補助対象経費は、以下のとおりとする。

#### (1) 第1の1の(1)の取組

分みつ糖の製造に係る機器及び設備等のうち、二酸化炭素排出量の削減に資する自家発電設備等の非化石燃料への燃料転換や混焼等による低炭素化を目的とした既存設備の改良及び新規設備の導入に要する経費。

#### (2) 第1の1の(2)取組

分みつ糖（副産物を含む）の製造に係る二酸化炭素排出量の削減に資する工場の製造工程の低炭素化を目的とした既存設備の改良及び新規設備の導入に要する経費。

### 2 補助の対象となる施設設備等は、次に掲げる基準をみたすものとする。

- (1) 補助の対象となる施設等は原則として、新品又は新築によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古品又は古材の利用等を推進するものとする。なお、原則としてこの場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施工及び利用管理を行ううえでの不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成18年9月8日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。
- (2) 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度

整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。

(3) 成果目標の達成に必要な改修（能力の増強、耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）経費については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上かつ内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

(4) 施設規模及び能力の決定に当たっては、需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。

3 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、その目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

4 次に掲げる経費は交付の対象外とする。

(1) 事業実施主体の自己資金又は他の助成により実施中の取組又は既に終了している取組に要する経費

(2) 施設用地の整地や改良などの整備

(3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費

(4) 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの

(5) 国内産糖の製造以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

(6) 対象施設等以外の資産形成（直接的なものに限る。）（例：農地等不動産の取得に対する助成）

(7) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

## 第5 事業の実施手続等

### 1 事業実施計画書の作成

本事業における事業実施計画書の作成は、様式5-4により行うものとする。

### 2 費用対効果分析の算定

本事業における費用対効果については、別記4-1「分みつ糖工場低炭素化整備事

業に係る費用対効果分析の実施手法」又は「産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）の共通7「費用対効果分析について」により算出し、事業実施計画書と併せて地方農政局等の長に提出するものとする。